

## 交換性回復後の西欧諸国の 貿易・為替自由化措置の推移

1958年12月27日以降、翌年夏までに西欧主要17か国通貨はほとんど全部が対外交換性を回復し、これらの措置により自由世界の先進工業国のうち通貨の対外交換性を保有していないのはひとりわが国のみとなった。これは西欧諸国がその経済力充実を背景に、ブレトン・ウッズ協定に掲げられた世界貿易の拡大および自由化の理想に向かって巨歩を踏み出したものであり、事実その後も通貨の完全交換性回復を自指して西欧諸国の貿易・為替自由化は予想外に急速に進められてきた。次に掲げる表はその推移を国別に取りまとめたものである。

これを概観するに現在のところ西欧諸国のうち最も自由化の進んでいるのはスイス、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグなどの諸国であって、為替管理はほとんど存していない。次いでオランダ、イタリアなども実質的にはベルギーなどと大差のない水準に達している。しかしデンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国は、輸入制限の緩和を除き自由化措置にあまりみるべきものはない。英国、フランスは前記両グループのほぼ中間に位し、經常取引については両国ともおおむね自由化されているが、居住者の資本取引などについてはなおかなりきびしい制限が残されている。これら西欧諸国の貿易・為替の自由化は、概して非居住者經常勘定、非居住者資本勘定、居住者經常勘定、居住者資本勘定の順に行なわれているが、もちろんこのように整然と行なわれているわけではなく、各国の外貨事情や貿易・産業構造に応じて自由化しやすいもの、およびその必要あるものから順次行なわれている。各国の自由化進捗状況を、非居住者勘定と居住者勘定に分けて概観すれば次のごとくである。

### 1. 非居住者勘定

各国とも交換性回復に伴い非居住者の交換可能勘定と振替可能勘定が統合され、かつ為替銀行の外国銀行券裁定取引や、自由為替市場などが認め

られている国が多いので、非居住者勘定については經常取引はほぼ完全に自由化され、資本取引も英国、北欧諸国を除いてほとんど事実上自由化されているものとみることができる。たとえばオランダにおいては、非居住者の資本取引はK勘定を通じて行なわれるが、若干のディスカウントを忍べば本国送金が可能であり、またイタリアも非生産的投資については若干の制限があるが、自由市場を通じて元利金の本国送金が可能であるから、いずれも事実上自由化されているものとみてさしつかえない。英国は非居住者の英国証券購入（ただし交換可能通貨による）および果実の送金は自由であるが、元本の送金については証券売却後5年間は証券ポンド勘定に封鎖され、英国内での再投資以外には使用できない。このように英国の非居住者資本取引の自由化が他の諸国に比し遅れていることは、国際通貨たる英ポンドの特殊性に基づくものであるが、共同市場を中心に最近とみに活発化してきた欧州資本市場の発展に立ち遅れる恐れもあるので、英国内においても証券ポンド勘定を早急に対外ポンド勘定に統合すべきであるという声がかかなり強い。

### 2. 居住者勘定

#### (1) 商品貿易

各国とも輸出については、戦略物資ないしは稀少物資を除いて原則として輸出制限は行っていない。したがって問題は輸入制限であるが、これは交換性回復以降、特に昨年秋のIMF、ガット総会を契機として、各国においてドル物資を中心とする大幅な自由化が行なわれ、いわゆるドル差別(dollar discrimination)はほとんど解消した。輸入制限の撤廃は、OECD地域、ドル地域、その他地域の順に、商品別に自由化が行なわれており、OECD地域およびドル地域に対する制限が農産物を除きほとんど限度まで自由化されているのに対し、その他地域に属する日本に対しては依然きびしい輸入

制限が行なわれていることは注目を要する。また国別には昨年初来、英国、フランスが最も積極的に貿易の自由化を行なって他の諸国をリードした。イタリア、その他の諸国もこれに追随して自由化を進めつつあるが、イタリアとともにIMFおよびガットより輸入制限の撤廃を求められている西ドイツの貿易自由化が、さしたる進歩をみせていないことは問題であろう。

西欧諸国の輸入自由化率の推移を表示すれば下表のとおりである。なお基準年は国別地域別にそれぞれ異なっているが、たとえば仏、西独、伊の現在の対OEEC自由化率を1957年基準に直してみても仏89.5%、西独91.6%、伊96.3%、ベネルックス93.2%と48年基準の自由化率と大差ない結果となっているので、次表の自由化率はほぼ現状に妥当するものと考えられる。

## (2) 貿易外取引

スイス、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグの諸国は貿易外支払についてなんの制限もないが、その他の諸国においては原則として許可が必要である。これは貿易外支払を自由化すると居住者の資本逃避手段に使用されるため、経済規模に比し外貨準備が豊富でかつ最も通貨価値の安定している前記4国以外はなんらかの制限措置を残さざるをえないからである。しかし

西欧諸国輸入自由化率 (1月現在)

国名	対OEEC				対ドル地域			
	1957	58	59	60	57	58	59	60
英国	%	%	%	%	%	%	%	%
西ドイツ	94	94	95	98	59	62	73	95
フランス	82	0	90	90	11	0	50	90
イタリア	99	99	98	99	39	68	68	90
ベルギー	96	96	96	96	86	86	86	86
オランダ	96	96	96	96	86	86	86	86
スイス	91	91	91	91	99	99	99	99
オーストリア	90	90	90	90	40	40	45	47
デンマーク	86	86	86	86	55	55	66	88
スウェーデン	93	93	93	93	68	68	68	68
OEEC諸国平均	89	83	89	...	61	64	73	...

- (注) 1. 対OEEC自由化率は1948年基準(ただし西ドイツは49年、オーストリアは52年、ベネルックス3国は55年基準)。対ドル地域自由化率は53年基準。  
 2. 1957年対ドル地域自由化率は5月1日現在。  
 3. フランスの1960年の数字は58年基準。

実情は英国、フランス、デンマーク、フィンランドなどにみることく、昨年中に大幅な旅行者外貨および自国通貨持出限度の拡大が行なわれ、その他の貿易外支払についても当該取引を証明する証拠書類があればおおむね公認為替銀行の包括許可の権限内で承認される国が多いので、事実上自由化されていると同様である。

## (3) 資本取引

居住者の資本取引については、スイス、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグの諸国においては制限はない。オランダはOEEC諸国内の有価証券取引については制限を廃しており、イタリアは国内企業が生産目的で行なう对外投资については自由化を認めている。しかし英国、フランスなどその他の諸国においては居住者の資本取引は原則として要許可事項である。

以上のごとく西欧諸国の貿易・為替自由化は昨年中に著しく進展し、經常取引は居住者、非居住者ともおおむね自由化され、制限が残っているのは多く資本取引、ことに居住者の資本取引のみとなっている。なお本年1月以降共同市場内において完全な資本取引の自由化が行なわれるものと報ぜられているが、本年はその他の諸国についても漸次居住者の資本取引自由化が主要課題となるものと思われる。

また西欧主要諸国についてはIMF規約の14条国から8条国に移行するのは形式上の手続を残すのみとなっているが、1958年末の交換性回復の例にかんがみ、他の西欧諸国の自由化の足並みのそろうのを待っていっせいに移行が行なわれる公算が大きい。

さらに注目を要するのは共同市場6か国の自由化のペースが予想以上に急速なことで、かつて最も自由化の遅れていたフランスが急速に自由貿易体制を整備しつつあることは、共同市場が自由世界全体の自由なる貿易拡大を促進しつつ、域内諸国の国際競争力を飛躍的に強化し、米ソに匹敵する一大経済圏としての実力を備えつつあることを示すものであって、西欧諸国の貿易・為替の自由化は今後もよりいっそう完全なものを目標に着実に進展するものと思われる。

交換性回復後の西欧諸国為替・貿易・金融政策の推移

国名	為替管理		輸入制限	金融政策	備考	
	非居住者	居住者				
英 国	1958 12.27	米・加勘定、振替可能勘定、登録勘定を対外勘定に統合、非居住者勘定について交換性を回復。	1959 4. 1 旅行者持出ポンド引上げ (£10→£20)。 5.15 海外旅行運賃のポンド払い自由化。 7. 1 £ 500 までの外国送金自由化。 10.19 旅行者外貨持出限度基本割当年間1人当たり£100を£250に引上げ(11月以降実施)。 11. 5 旅行者持出ポンド引上げ (£20→£50)。 12. 9 ロイヤルティ、市場調査、広告費用、登録手数料、在外企業従業員の給料、年金などの支払許可権限を大幅に為替銀行に委譲。	1959 5.24 英ソ貿易協定調印。 5.28 対ドル地域輸入制限を緩和。 (イ) 輸入割当を全廃するもの ラジオ、テレビ、レーダー装置、航空エンジン、鉄道車両、船舶、皮革、ゴム製品(タイヤ、チューブなど)、科学・光学機械、書籍、ガラス器具、プラスチック製品、テープ・レコーダー、レコード、塗料、化粧品、建築材料、家具、敷物、一部の食料品(果物、野菜の一部、堅果、コーヒーなど)。 (ロ) 輸入割当わくを増額するもの かん詰および乾燥果実の一部(6,125千ポンドから7,685千ポンドへ)、自動車(600千ポンドから1,500千ポンドへ)。 (ハ) グローバル方式に切り替えるもの くつ下、運動用具、がん具、文房具、刃物、模造宝石および装身具、紙製品、時計、一部の果物(びん詰、かん詰を含む)。	1959 2. 4 企業の資本発行借入規制を撤廃。 8.19 ラドクリフ委員会報告発表。	○居住者の外貨保有は原則として英園銀行の許可を要する。ただし公認為替銀行は一定限度を限り外貨保有が認められる。
	1959 1.15	公認為替銀行のポンド銀行券輸出禁止を解除。				
	2.20	英園銀行、三園間貿易に因するポンド・ユーザンス禁止措置を解除。				
	2.24	公認為替銀行の外国銀行券裁定取引を自由化。				
	3. 4	英園銀行、非居住者のポンド無記名証券の登録制を廃止。				
	3.20	ロンドン為替市場の先物取引と金塊取引の制限を緩和。				
	5. 1	ロンドン為替市場相場小数表示による。		11. 9 日本、ソ連圏を除く輸入制限緩和(輸入自由化率は対OEEC95%→98%、対ドル地域78%→95%)。 自由化品目 機械、電気器具および設備(ただしトランジスタは除外)、科学・光学器具、写真および映画用器具・材料、石油、石材およびスレート、金網、ガラス繊維および同製品、自動車、織物および衣料、くつ下、模造宝石、金銀製品、紙製品、書籍、運動具、刃物、ガラス製品、置時計、喫煙具、生および冷凍さけ、肉類(豚肉を除く)、乾燥果実、花。 残存規制品目 (イ) ドル地域からのもの 航空機、アルコール飲料(ウイスキーを除く)、びん詰およびかん詰果実、たばこ、人造ゴム、顔料、生および冷凍魚(さけを除く)、薬剤、トランジスタ。 (ロ) スターリング地域を除く全地域からのもの 石炭およびコークス、りんご、なし、豚肉、牛乳および乳製品、球根、バスケット。 (ハ) 全地域からのもの(スターリング地域を含む) 薬料および同材料、じゃがいも、種子、砂糖、ジュート、武器、火薬、放射性物質、羽毛。		

国名	為 替 管 理		輸 入 制 限	金 融 政 策	備 考
	非 居 住 者	居 住 者			
西ドイツ	1958 12.27 非居住者マルクの交換性を回復。	1959 1.13 居住者マルクの交換性を回復。マルクは完全交換可能通貨となる。	1959 2.16 石炭鉄鋼共同体以外諸国からの石炭輸入を制限、自由化率はこのため対OECC、対ドル地域とも低下。 (対OECC 94%→92%) (対ドル地域 95%→85%)	1959 1.10 公定歩合を3%から2.75%へ引下げ。	○居住者の外貨保有は自由。  ○旅行者外貨持出自由。  ○1960年6月までにジュート、粗アルミニウムなどの7品目(グローバル)、62年末までに制限農産物34品目中24品目についての自由化を予定。
	1959 5.1 非居住者預金の付利禁止、非居住者の西ドイツ金融市場証券取得の禁止、非居住者からの短・中期借入制限を廃止。	1.19 政府短期証券、銀行引受手形など金融市場証券を除く内外有価証券取引を自由化。  " 居住者の非居住者に対する5年以上の外貨貸付を自由化。  1.29 外国保険会社と居住者との生命保険契約および国内保険による外貨建生命保険契約を包括許可。  2.23 居住者の非居住者に対する短期貸付を期間180日以内の特定の場合(債務履行の場合、經常取引に基づく債権の場合など)に限り包括許可。	1960 1.1 タイヤ、フィルムなどドル物資7品目自由化。 残存規制品目 (イ) 全地域 農産物、石炭および石炭コークス。 (ロ) OECC諸国以外の地域 クラフト紙、ゴム製品、皮革、繊維加工品、陶器および装飾ガラス類、軽機械(ライター、ミシンなど)、双眼鏡、かん具、ボタンなど。	2.5 手形割引市場発達。  4.1 非居住者預金に対する特別(高率)支払準備率を一般居住者預金並みに引下げ。  8.1 支払準備率の規模別ランク是正を目的とする準備制度の改正を実施。  9.4 公定歩合を2.75%から3%へ引上げ。  10.23 公定歩合を3%から4%へ引上げ。  11.1 最低準備率を従来の比率の10%引上げ、市場証券売却レートも引上げ。	
フランス	1958 12.27 非居住者フランの交換性を回復。 (フランを17.55%切下げ、かつ外貨建通貨単位を変更、\$1=Fr 4.90~4.97とする。	1959 6.1 旅行者外貨持出は外貨で5万フランまで(別にフランで2万フランまで)は許可不要。  10.28 旅行者外貨持出は年15万フランまで(別にフランで2万5千フランまで)許可不要。	1959 1.1 輸入自由化率引上げ。 (対OECC 0→90.8%) (対ドル地域 0→50%) 自由化品目 (イ) OECC諸国 アルミ、銅、鉛、鉄、羊毛、棉花、一部機械類など。 (ロ) ドル地域 硫黄、原皮、木材、パルプ、原綿など。  5.7 対OECC輸入制限緩和。 合成繊維、綿布、毛製品、鉄合金、染料、ガラス器など77品目。  6.5 輸入保証金を廃止。  7.23 自由化率引上げ。 (対OECC 90.8%→93%) (対ドル地域 50%→60%) 自由化品目 (イ) 対OECC諸国 軽農業機械、トラクター・エンジン、機関車、合成繊維、果物、野菜、ボール・ベアリングなど。 (ロ) 対ドル地域 かき、ジン、排気量180cc以下のオートバイなど、いずれもOECC地域にも自由化。	1959 2.5 公定歩合を4.5%から4.25%へ引下げ。  " 証券担保貸付歩合を7%から6.5%へ引下げ。  " 国家信用理事会、市中銀行の対顧客貸出制限を撤廃。  " 市中銀行、手数料を一部引下げ。  3.19 証券担保貸付歩合を6.5%から6%へ引下げ。  " 高率適用歩合引下げ。  4.23 公定歩合を4.25%から4%へ引下げ。	○居住者の外貨保有は優先外貨(対米・加輸出の12%、対その他諸国輸出の8%)のみ認められている。
	1959 1.21 非居住者の資本取引を自由化(資本勘定廃止)、非居住者によるフランス証券の売買、元利の送金に関する制限を廃止。  5.15 外国銀行券取引規制緩和。  7.23 輸出ユーザンス期間を最長90日から180日に延長。				

国名	為替管理		輸入制限	金融政策	備考
	非居住者	居住者			
フランス			1959 9.26 対ドル地域輸入自由化率引上げ (60%→80%)。乾燥果実、諸化学製品、フィルム、プラスチック、圧延器、諸電気器具など。 10.10 対日輸入最低税率適用品目の拡大。茶、種油、魚類、紙、カメラなど約50品目。 10.24 ドル、OECC地域を除く42か国の特定品目輸入制限撤廃。ヨード、アンゴラ毛、魚類かん詰、ビタミン、紙など。 11.5 ドル、OECC地域に対する輸入制限の緩和。野菜、乾燥野菜、果実、ビール、オリーブ油、肉などにつき臨時自由化。自動耕うん機、家庭用電気器具 (洗たく機を除く) など自由化。シーゼルトトラクター、脱穀機割当25%拡大。 11.18 一部輸入品の関税引下げ。 1960 1.1 輸入自由化率引上げ、OECC、 <del>ドルとも</del> 90% (1958年基準、従来は対OECC1948年、対ドル地域53年基準)。自動車、ウイスキー、プラスチック、電気機器など。 残存規制品目 化学製品の一部、設備財、ラジオ、テレビ、カメラ、時計、家具、刃物、手袋など約500品目。	1959 4.23 高率適用歩合引下げ。 7.9 証券担保貸付歩合引下げ。6%→5.5% " 高率適用歩合引下げ。 " 賦払信用規制を緩和。	
イタリア	1958 12.27 非居住者リラの交換性を回復。	1959 7.25 輸出業者の外貨集中猶予期間を延長 (2週間から1ヵ月へ)。 9.3 居住者 (企業) の対外投資の大幅自由化。	1959 6.1 ドル地域輸入自由化。 (自由化率 99%) (対OECC 70%→75%) (対ドル地域) 1960 1.15 ドル地域輸入自由化。 (対ドル地域 75%→90%)		○非居住者資本勘定は1956年から実質上自由化。 ○旅行者外貨持出限度30万リラ (15日以上は50万リラ)、ほかにリラ貸で5万リラ。
ベルギー	1958 12.27 非居住者フランの交換性を回復。		(自由化率 96%) (対OECC 86%) (対ドル地域)	1959 1.8 公定歩合を3.5%から3.25%へ引下げ。 12.24 公定歩合を3.25%から4%へ引上げ。	○居住者の外貨保有は自由。 ○旅行者外貨持出自由。

国名	為替管理		輸入制限		金融政策		備考
	非居住者	居住者					
オランダ	1958 12.27 非居住者ギルダーの交換性を回復。	1959 2.18 外国株式の上場を自由化。			(自由化率 対OECC 対ドル地域 96% 86%)	1959 1.21 公定歩合を3%から2.75%へ引下げ。 11.16 公定歩合を2.75%から3.5%へ引上げ。	○居住者の外貨保有はドルを除き自由。 ○旅行者外貨持出限度1,000ギルダー。(1旅行当り、はかに特別額あり)
スイス	1958 12.27 EPUフランと自由フランを統合、双務協定締結国以外に対して完全交換性を回復。				(自由化率 対OECC 対ドル地域 91% 99%)	1959 2.26 公定歩合を2.5%から2%へ引下げ。	○居住者の外貨保有は自由。 ○旅行者外貨持出自由。
オーストリア	1959 1. 1 非居住者シリングの交換性を回復。 2.17 交換可能通貨国よりの輸入代金決済に関する国立銀行の許可を不要とする。 10.31 交換通貨諸国、ギリシャ、トルコの居住者に対し資本投資の元本および果実につき海外への自由送金を認める。			1959 4. 1 ドル地域輸入一部自由化。 (自由化率 対OECC 対ドル地域 45%→47%) 5.17 輸出報償金制度の縮小。		1959 3.23 公定歩合を5%から4.5%へ引下げ。	○居住者の外貨勘定保有は自由。 ○旅行者外貨持出限度7,150シリング。(1年当り)
デンマーク	1958 12.27 非居住者クローネの交換性を回復。	1959 2. 6 ドル地域向け旅行者の外貨持出限度を撤廃。 4. 1 旅行者外貨持出を自由化。		1959 4. 1 ドル地域輸入制限を大幅に緩和。 (自由化率 対OECC 対ドル地域 86% 66%→88%)		1959 9.19 公定歩合を4.5%から5%へ引上げ。	○本年3月1日以降、OECC、ドル地域その他若干の国に対し残存輸入制限を撤廃する予定。 (対OECC自由化率は86%→92%)となる予定
スウェーデン	1958 12.27 非居住者クローネの交換性を回復。	1959 7.14 外国証券、スウェーデン株式市場に上場。			(自由化率 対OECC 対ドル地域 93% 68%)	1959 7. 9 支払準備率を引上げ。 1960 1.15 公定歩合を4.5%から5%へ引上げ。	○居住者の外貨保有は銀行以外は原則として認められない。 ○旅行者外貨持出限度 非ドル地域向け Kr 5,000 ドル地域向け Kr 2,500
フィンランド	1958 12.30 多角決済協定国における非居住者マルッカの交換性を回復。	1959 1.20 市中銀行の為替先物取引を自由化。 3.24 旅行者外貨持出限度を80,000 FMKに拡大。 5. 2 広告料、移民送金など貿易外支払の一部自由化。				1959 2.27 公定歩合を6.5%から6%へ引下げ。	○1960年3月末までに多角決済協定締結国自由化率(54年基準)を80%に引き上げる予定。

(注) 輸入自由化率は対OECCは1948年基準(ただし西ドイツは49年、オーストリアは52年、ベネルックス3国は55年基準)、対ドル地域は53年基準。